

**Q 4 : 旅行中、救急で医療機関にかかりました。保険証を所持していなかったので、医療費を全額負担しました。請求すれば、払い戻しを受けることができますか？**

A 4 : 総医療費に対して共済組合が負担する割合（7割～9割）の医療費を給付しますので、「療養費・家族療養費請求書」（様式第61号）に診療報酬領収済明細書又は医療機関の発行する領収書（原本）に病名等の記載のある診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付して、所属所に提出してください。